知的財産政策ビジョンに示された今後検討が必要な課題例 (法制・基本問題小委員会関係)

平成25年6月

1. 新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備 (クラウドサービス等)

(1) 知的財産政策ビジョン(平成25年6月7日知的財産戦略本部決定)に おける記述

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

- 3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成
- (1)新しい産業の創出環境の形成に向けた制度整備

【課題】

・新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービスやメディア変換などの促進に 向け、私的複製に事業者が関与する場合などの権利制限規定の見直しや、事業の 実施に向けた円滑なライセンシング体制の構築など、必要な制度の在り方につい て検討が必要。

【取り組むべき施策】

・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展 を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の 創出や拡大の促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規 定の見直しや円滑なライセンシング体制の構築などの制度の在り方について検討 を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

(2) 本課題に関する現状等

①委託調査研究について

文化審議会著作権分科会報告書(平成23年1月)や、知的財産推進計画2011(平成23年6月)を踏まえ、文化庁では著作権法とクラウドサービスとの関係について委託調査研究を実施し、平成23年11月に報告書*(以下「文化庁委託調査報告書」という。)を取りまとめた。

^{*1 「}クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」(平成23年11月、三菱UF Jリサーチコンサルティング)

同報告書において、著作権等とクラウドサービスとの関係として検討された課題は 以下のとおり。

[課題1]「クラウドサービス」と著作物の利用行為主体との関係について

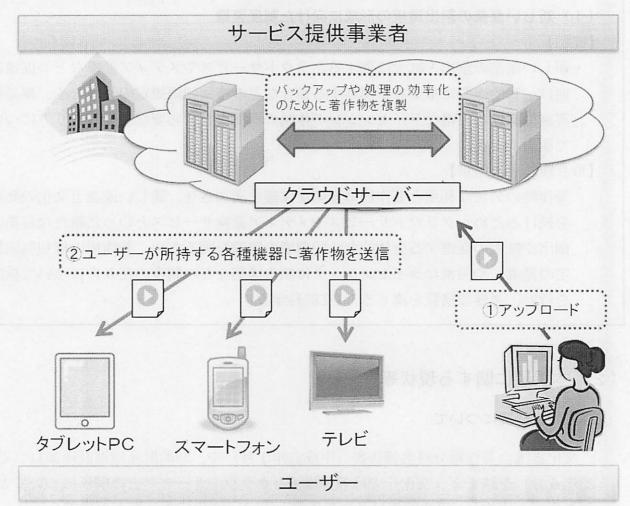
[課題2]「クラウドサービス」と「私的使用」(著作権法(以下「法」という。) 第30条1項)との関係について

[課題3]「クラウドサービス」と著作権法上の「公衆」概念との関係について

[課題4] データセンター等でリスク分散等を目的として行われる複製について

[課題5]「プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等」(法第47条の3) の適用範囲について

[クラウドサービスのイメージ図^{*2}]



^{*2} 文化庁委託調査報告書においては、クラウドサービスの典型事例を、[A] コンテンツ・ロッカー型サービス [B] 汎用・ロッカー型サービス [C] アプリケーション提供型サービスの3つに分類し検討を行っており、上記のイメージ図は、[A] の一類型ないし[B] に該当する。

検討の結果、いずれの課題についても、従来から指摘されている課題であり、クラウドサービスがこうした課題をより顕在化させるという側面があるとしても、クラウドサービス固有の課題というものではないことが確認された。

②バックアップや処理の効率化の目的で行われる複製行為にかかる権利制限規定の創設

バックアップ目的の複製行為については、平成21年の著作権法改正により送信の障害の防止等のための複製について権利制限規定が整備されている(法第47条の5)。また、処理の効率化目的の複製行為については、平成24年の著作権法改正において、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に関して権利制限規定が整備されている(法第47条の9)。

(3) 近時の動き

○知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における議論

文化庁委託調査報告書が公表されて以降も、知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会においては、「我が国ではクラウドサービスそのものの構築が、著作権上の懸念もあり、安心して進められない、という状態になってしまっている」「クラウドサービス推進のための具体的な手段として各国がどんな手段をとっているのか、日本はどんな手段がとれるのかという点も含め、クラウドサービス推進のための環境整備、制度整備をどうするかという問題意識が非常に重要である」等、クラウドサービスのための環境整備を検討すべき旨の発言が複数の委員からなされた*。

これらも踏まえ、平成25年4月に行われた同調査会(第5回)においては、「『知的財産推進計画2013』骨子に盛り込むべき事項(案)」として、「クラウドサービスといった新しい産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンシング体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる」ことが、短期に実施すべき施策例として掲げられている。

^{*3} 平成25年2月から3月にかけて実施された「『知的財産推進計画2013』及び『知的財産政策ビジョン』の策定に向けた意見募集」においても、(一社)電子情報技術産業協会等の団体から、クラウドサービスのための環境整備を検討すべきとの意見が出された。

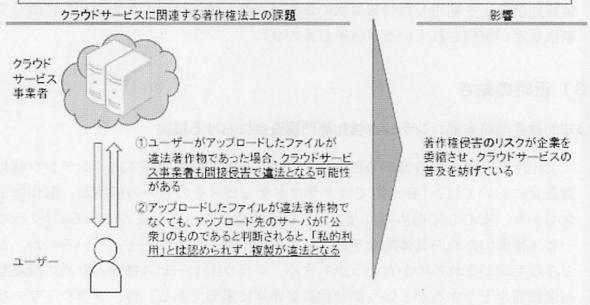
また、(一社)電子情報技術産業協会は、平成24年度の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において行われた、間接侵害等に係る関係団体ヒアリングにおいて、Google MusicやAmazon Cloud Play erといった、消費者が購入をする等して入手したコンテンツをクラウドサーバーに預け、事業者がサーバー上のファイルを様々なデバイスで再生できるようにするサービスについて、日本においては法的なリスクがあるため、日本の事業者は萎縮している、といった意見を示している。

【参考】産業競争力会議における議論

平成25年4月に行われた産業競争力会議(第6回)において、クラウドサービス事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化するよう会議構成員からの要望があった(下記資料参照)。

[産業競争力会議 第6回(平成25年4月17日実施)配付資料11 三木谷議員提出資料(一部抜粋)]

クラウドサービス事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用 の明確化が必要



これに対し、他の会議構成員からも、クラウドコンピューティングについて、著作権の問題が多いため、是非ともクラウドコンピューティングをより進めるために著作権の問題を検討すべき旨の発言があった。

(4) 検討事項

(2) や(3) で挙げられた事項を踏まえ、著作権等の権利の適切な保護を図りつつ、新たな産業の創出や拡大を促進させるためには、著作権法とクラウドサービスとの関係について、今後どのように考えていくべきか。

2. クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備

(1) 知的財産政策ビジョンにおける記述

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

- 3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成
- (2) クリエーターへの適切な対価還元に向けた制度整備

【課題】

・私的録音録画補償金制度が想定していたクリエーターへの適切な対価還元の在り 方などについて検討が必要。

【取り組むべき施策】

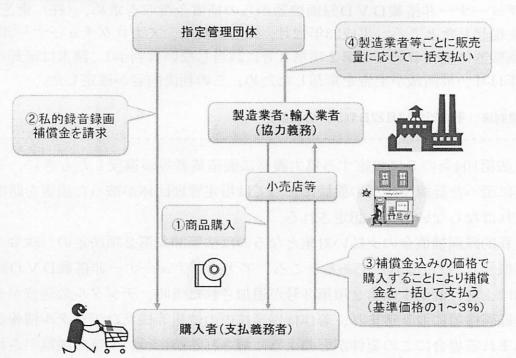
・クリエーターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、 引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕 組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクル を生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)

(2) 本課題に関する現状等

著作権法上、著作権法施行令(以下「施行令」という。)で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととされている(法第30条第2項)。

補償金の実際の支払いは、メーカー等の協力により、デジタル録音・録画機器及び 記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体 (指定管理団体)に支払われることとなっている。

[私的録音録画補償金制度の概要]



録音・録画機器などの範囲を施行令で定めるに当たっては、録音・録画機器などの 普及の状況や利用実態、著作権保護技術の有無・程度などについて検討されてきてい るが、現在、私的な録音・録画の際に利用されている機器の一部は現行施行令規定上 の対象外となっている。

[現行の施行令で対象となっている機器一覧]

録音/録画	機器/媒体	商品種類	該当条文
録音	機器	DAT (デジタル・オーディオ・テープ) レコーダー	第1条第1項第1号
		DCC (デジタル・コンパクト・カセット) レコーダー	第1条第1項第2号
		MD (ミニ・ディスク) レコーダー	第1条第1項第3号
		CD-R (コンパクト・ディスク・レコーダブル)方式/ CD-RW (コンパクト・ディスク・リライタブル)方式CDレコーダー	第1条第1項第4号
	記録媒体	上記機器に用いられるテープ、ディスク	第1条の2第1項
録画	機器	DVCR (デジタル・ビデオ・カセット・レコーダー)	第1条第2項第1号
		D-VHS (データ・ビデオ・ホーム・システム)	第1条第2項第2号
		MVDISC(マルチメディア・ビデオ・ディスク)レコーダー	第1条第2項第3号イ
		DVD-RW (デジタル・バーサタイル・ディスク・リライタブル) 方式 DVDレコーダー ※	第1条第2項第3号口
		DVD-RAM(デジタル・バーサタイル・ディスク・ランダム・アクセス・メモリー)方式DVDレコーダー	第1条第2項第3号ハ
		Blu-Ray Disc (ブルーレイ・ディスク) レコーダー	第1条第2項第4号
	記録媒体	上記の機器に用いられるテープ、ディスク	第1条の2第2項

[※] DVD-R、HD DVDも同様の技術仕様であり、同号の規定に含まれていると解されている。

私的録音録画補償金制度の見直しについては、平成18年に文化審議会著作権分科会に私的録音録画小委員会を設置し、3年にわたる検討を行ったが、関係者間の意見が対立した。特に意見の隔たりが大きかったのは著作権保護技術と補償の必要性の関係についてであり、さらにタイムシフト録画・プレイスシフト録音と補償の必要性についても認識の相違が顕在化したこともあり、最終的な合意形成には至らなかった。

その後、平成21年11月、指定管理団体である(一社)私的録画補償金管理協会がアナログチューナー非搭載DVD録画機器からの補償金徴収を求め、(株)東芝に対する訴訟を提起したところ、平成23年12月、知財高裁は、アナログチューナー非搭載DVD録画機器は施行令第1条第2項第3号に該当しない旨判示し、請求は棄却された。平成24年11月、最高裁が上告を棄却したため、この判決内容が確定した。

[知財高裁判決(平成23年12月22日判決)の概要]

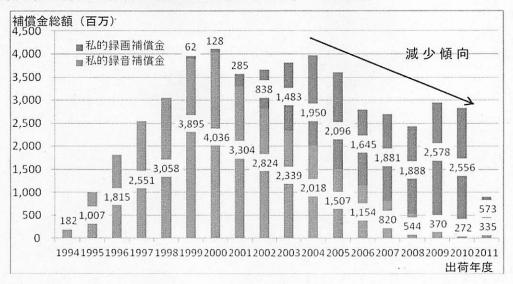
- ① 法第104条の5に規定する協力義務に製造業者等が違反したときに、その違反に至った経緯や違反の態様によっては指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定される。
- ② 私的録画補償金の支払い対象となるのは法第30条第2項所定の「政令で定める機器」(特定機器)であるところ、アナログチューナー非搭載DVD録画機器は、施行令第1条第2項第3号が追加された当時、デジタル放送波がそのまま録画機器に取り込まれ、著作権保護技術の情報等様々なデジタル情報が組み込まれる場合にこの要件がどのように解されるかについて等の議論がされない

ままであって、3号がデジタル放送のDVD録画を対象としたものと認めることはできないから、現行政令規定上、特定機器に該当しない。

③ 本件で法第104条の5所定の協力義務違反があるとするには、当該製品が特定機器であることが認められる必要があるため、一審被告(東芝)には協力義務違反ないし不法行為責任は認められない。

近年、私的録音録画補償金の総額は減少している。

[私的録音録画補償金の推移(「知的財産政策ビジョン」より抜粋)]



2011年出荷分の補償金の内訳は、録画については、アナログチューナー搭載型ブルーレイディスクレコーダーが約7割を占めており、録音については、MD機器が約5割である。

(3) 近時の動き

○知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における議論

平成24年12月に行われた知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会(第1回)において、委員から、私的録音録画補償金制度は破綻寸前の状況であり、対象機器として指定されているものが、現にユーザーに利用されている機器と全く乖離しているということ等もあるため、喫緊の課題として、補償金制度の内容の見直し、実効性の確保について議論すべき旨の発言があった**。

また、平成25年3月に行われた同調査会(第3回)において、技術やマーケットで

^{*4} 平成25年2月から3月にかけて実施された「『知的財産推進計画2013』及び『知的財産政策ビジョン』の策定に向けた意見募集」においても、関係者をはじめ、様々な意見が出されたところである。

クリエーターへの還元を解決する方向性と、録音録画補償金を拡大する方向性と、世界的に見て潮流が二つあるため、日本としてどちらの方向性に行くのがいいか議論すべき旨の発言もあった。

(4) 検討事項

クリエーターへ適切な対価が還元されるためには、私的録音録画補償金制度について、どのような制度の見直しを行うべきか。なお、検討に当たっては、現在の私的複製の状況をはじめ、現在のコンテンツの利用実態等も踏まえる必要があるのではないか。

3. 裁定制度の在り方等の見直し

(1) 知的財産政策ビジョンにおける記述

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

- 3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成
 - (3) 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化

【課題】

・海外展開のための権利処理の迅速化の必要性やコンテンツの電子配信などの増加 傾向を踏まえ、実態を踏まえた権利処理の在り方や、著作権関連制度とその運用 などについて検討することが必要。

【取り組むべき施策】

・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を推進する。(文部科学省)

4. デジタル・ネットワーク環境促進の基盤整備

(1) 文化資産のデジタル・アーカイブ化の促進

【課題】

・コンテンツ産業のより一層の発展に向けたデジタル・アーカイブ化の一層の進展 や連携とその海外発信を含めた利活用とともに、コンテンツを利用するためのハ ードの保存や文化資産としてのデジタル・アーカイブ化及びクラウド上に存在す る新しいタイプのコンテンツの記録方法についても検討が必要。

【取り組むべき施策】

・新たな産業や文化創造の基盤となる知的インフラを構築するため、書籍、映画、 放送番組、音楽、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、文化財といった文 化資産及びこれらの関連資料などのデジタル・アーカイブ化を促進するととも に、各アーカイブ間の連携を実現するための環境整備及び海外発信の強化につい て検討し、必要な措置を講じる。(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 本課題に関する現状等

①裁定制度について

権利者不明の場合でも著作物を利用できる制度として、著作権法では、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合において、文化庁長官の裁定を受けた上で、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に

著作物等を利用することを可能とする裁定制度が設けられている(法第67条)。

裁定制度については、従来、実演家等の著作隣接権者の所在不明の場合には適用されないことに加え、裁定結果が出るまでに時間がかかるとの指摘がされていたため、 平成21年の著作権法の一部改正において、制度を見直し、

- ①裁定制度を実演等にも適用
- ②裁定申請中であっても担保金を供託することにより著作物等の利用を開始できるよう措置した。

さらに、実際の手続についても、権利者捜索のための「相当な努力」について、 施行令及び告示において具体化・簡素化し、これをわかりやすく「裁定の手引き」 に記載する等して、利用者負担の軽減と利便性の向上を図った。

この改正により、実演家の所在等が不明な過去の放送番組等を二次利用することが可能になるとともに、より迅速に著作物等の利用が開始できるようになったため、申請件数は増加した。

[裁定制度の利用実績]

年度	裁定件数	うち申請中 利用件数	対象著作物等数
昭和47年度	7	<u> </u>	7.
昭和48年度	1.		1,
昭和49年度	2	1 20 20 20 100	2
昭和52年度	4		6
昭和53年度	2		2
昭和54年度	1	THE CONTROL OF	1
昭和57年度	1		1
平成元年度	1	X FIANT 6-15	4
平成 5年度	1	<u> </u>	1
平成11年度	5		10, 835
平成12年度	2		3, 534
平成13年度	2		2, 547
平成17年度	2	_	72, 583
平成19年度	4		146
平成20年度	5		553
平成21年度	15	0	556
平成22年度	27	· 14	67, 912
平成23年度	20	19	60, 230
平成24年度	30	30	1, 588
合計	132	63	220, 509

一方、裁定に必要な、権利者捜索のための「相当な努力」(法第67条1項、施行令第7条の7、平成21年文化庁告示第26号(以下「告示」という。))については、その具体的な方策についての要件が複雑であることに加え、権利者の連絡先に関する情報が散逸していること等から調査が難航しやすいため、特に、大量の著作物についての利用の場合や、非営利の利用の場合等において、金銭的な面と時間的な面の双方について手続コストの負担が過大になるとの指摘がある。

[「相当な努力」についての具体的な方策]

① 権利者の連絡先に関する情報の取得(下記ア~カのすべてが必要)

- ア 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧 (施行令第7条の7第1項第1号、告示第1条第1号)
- イ ネット検索サービスによる情報の検索 (施行令第7条の7第1項第1号、告示第1条第2号)
- ウ 著作権等管理事業者等への照会 (施行令第7条の7第1項第2号、告示第2条第1号)
- エ 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会 (施行令第7条の7第1項第2号、告示第2条第2号)
- オ 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会 (施行令第7条の7第1項第2号、告示第2条第3号)
- カ 広く一般に対して権利者に関する情報提供を求めること 日刊新聞紙への掲載か、著作権情報センター(CRIC)のホームページへの 掲載が必要(施行令第7条の7第1項第3号、告示第3条)
- ② ①により取得した情報等に基づいた権利者との連絡
 - →
①及び②のいずれの措置をとっても著作権者と連絡できない
ことが必要。

※なお、①・②以外に、裁定申請1件あたり申請手数料13,000円の納入が必要となる。

また、仮に上記の「相当な努力」の要件を満たしたとしても、申請する際に利用者が提出する補償金額の算定が困難な場合があるといった指摘や、裁定中申請によりある程度の迅速化は図られたものの、なお、利用可能になるまでにかかる時間が長いといった指摘もある。

②デジタル・アーカイブについて

デジタル・アーカイブについては、アーカイブ事業の円滑化についての著作権法上の課題について、平成19年から2年間にわたり、文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において検討された。

検討の結果、コンテンツ提供者が自らアーカイブを構築する取組については、コン

テンツの二次利用であり、これに関する著作権法の課題は多数利用者が関わる場合の利用の円滑化や、権利者不明の場合の利用の円滑化と同様に考えられるとされた一方で、コンテンツ提供者以外がアーカイブを構築する取組については、法律上納本制度を有する国立国会図書館において、納本された後にデジタル化できるよう法的な措置を講じることが必要であるとし、デジタル化された資料の利用方法や、国会図書館以外での図書館でのデジタル化については、関係者間で協議を進めた上で、必要に応じて立法等の措置を講じていくことが適当であるとされた*5。

この検討の結果を受け、平成21年の著作権法の一部改正において、国立国会図書館における所蔵資料の電子化(複製)に係る権利制限規定が設けられ、国会図書館において、所蔵資料の原本の滅失等を避けるため、納本後直ちに電子化することが可能となった(法第31条第2項)。

(3) 近時の動き

○ 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における議論

平成25年1月に行われた知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会(第2回)において、委員から、裁定制度が使われていない理由として、申請から許可まで何か月もかかることや、補償金額の算定に前例がなく難しい問題であることが挙げられ、現行制度を抜本的に見直すべきである旨の発言があった。また、国立国会図書館による裁定制度を利用したアーカイブ事業には多額の費用がかかっており、民間の小さなアーカイブには難しいことから、EUの孤児著作物指令等も参考にしつつ、文化の保全の主体も含めて検討すべきである旨の発言もあった。

(4) 検討事項

(2) や(3) で挙げられた事項を踏まえ、裁定制度をどのように見直し、手続きを簡素化・迅速化することが考えられるか。

また、デジタル・アーカイブの取組等も踏まえつつ、権利者不明の場合に著作物等 を利用できる制度として、新たな対応策を考える必要はあるか。

^{*5} なお、平成20年10月に公表された「文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」についての意見募集においては、国立国会図書館等の特定施設以外が行うアーカイブについても検討を行うべき旨の指摘があった。

- 権利者不明著作物のデジタル化と国境を越えた流通を促進するため、EUでは、20 12年10月に孤児著作物指令(以下「指令」という。)を成立・発効させた。
- 指令の主な特徴は下記の通り。
 - ①権利者不明著作物の利用目的と主体を限定したこと
 - ・主 体:加盟国で設立されている、公共のアクセスが可能な図書館、教育機 関、博物館のほか、文書館、フィルム又は音声遺産の保存機関、公 共放送機関(指令第1条)
 - ・利用目的:公益的な任務に関する目的を達成するため(同第1条)
 - ②利用前の「入念な調査」の要件を設けたこと

入念な調査を、「問題となる著作物その他の保護される主題の分野における適切な情報源(各加盟国が権利者や利用者に諮問して決定)を調べながら、各々の著作物その他の主題に関して誠実に行う」必要がある。

- ③加盟国間における権利者不明状態の相互承認を要求したこと
 - 一の加盟国において権利者不明著作物と認められた著作物又はレコードは、すべての加盟国において権利者不明著作物とみなされる(指令第2条)。
- ④適法に利用できる行為態様を限定し、かつそれを権利の制限又は例外として位置 づけたこと

加盟国は、図書館等の諸機関による一定の利用行為(公衆に対して利用可能とする行為と一定の目的による複製行為)について、許された行為として、権利の「例外又は制限」を設けるものとしている(指令第6条)。

⑤権利者判明後の公正な補償金の支払を要求したこと

孤児著作物指令は、強制的な利用許諾や法定利用許諾が与えられるわけではないため、利用に関して対価を求めないことを前提としているが、権利者不明状態を終了することになった場合には、公正な補償金の支払が義務づけられている(指令第6条)。

⑥見直し条項を設けたこと

欧州委員会に対して、権利情報源の発展についての定期的な審査を続けること、2015年10月29日までに、利用主体や権利者不明著作物の対象の範囲の拡大可能性について検討した報告書の提出を義務づけている(指令第10条)。

○ このように、指令が、権利者不明著作物の利用について、EU加盟国間における権利者不明状態の相互承認と、権利の制限又は例外として位置づけたことは大きな成果

^{*6} 平成24年度文化庁委託事業「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究 報告書」 (平成25年3月、情報通信総合研究所)より要旨を抜粋。

である。

○ 他方、指令は、主体が限定されるとともに、行為態様が限定されており、我が国の 裁定制度よりも、権利者不明著作物に対する制度の適用範囲を狭めるものである。今 後、加盟国においてそれぞれの要件を緩和して立法することは可能であるが、拡大し た部分で生じた権利者不明状態について、他のEU加盟国は相互承認の義務を負わな い点には留意が必要である。

【参考】民間における権利処理の円滑化、権利情報の集約・整備に関する取組 →「5. 放送コンテンツの二次利用の促進等」(本資料 P 17以降)参照

4. 著作物などの権利帰属を一元化したライセンシーの保護に関する論点

(1) 知的財産政策ビジョンにおける記述

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

- 3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成
- (3) 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化

【課題】

・海外展開のための権利処理の迅速化の必要性やコンテンツの電子配信などの増加 傾向を踏まえ、実態を踏まえた権利処理の在り方や、著作権関連制度とその運用 などについて検討することが必要。

【取り組むべき施策】

・産業財産的に製作されるコンテンツの利用の円滑化を図るため、ライセンス契約 などにより著作物などの権利帰属を一元化したライセンシーを保護することで、 法的安定性や二次利用の円滑化に資する新たな仕組みも含めて検討を行い、必要 な措置を講じる。(文部科学省)

(2) 本課題に関する現状等

・ライセンス契約におけるライセンシーの保護については、平成14年度以降、文化審議会著作権分科会契約・流通小委員会や同分科会法制問題小委員会に設けられた契約・利用ワーキングチームにおいて検討されてきた。

検討の結果、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 平成19年度・中間まとめ」 (平成19年10月)では、ライセンス契約で設定された、「許諾に係る著作物を利用できる権利」を登録することによりライセンシーがその権利を第三者に対抗できる制度(以下「著作物利用権登録制度」という。)を提案した。

しかし、同提案に対して、上記中間まとめに関する意見募集では、登録により対抗 要件を具備する制度について慎重な検討を希望する意見が多く寄せられたため、著 作権分科会としては、著作物利用権登録制度に関し、「今後、実務や学説の動向を考 慮するとともに、本制度の参考とした特定通常実施権登録制度や通常実施権登録制 度の運用状況も踏まえながら、必要に応じ著作権制度特有の性質を考慮した新たな 仕組みを検討することを含め、実効性のある制度のあり方について多面的な調査研 究を進めることが適当であると考える。」との結論に至った*7*8。

(3) 近時の動き

○知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会における議論

平成25年2月に開かれた知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会知的財産政策 ビジョン検討ワーキンググループ(第2回)会合において、(一社)日本経済団体連 合会は、「知の活用力の強化」として、現行著作権法制を基礎としつつ、著作物の利 用目的に応じた二つの制度(「産業財産型コピライト制度」及び「自由利用型コピラ イト制度」)を新たに創設する複線型著作権制度の整備について政府に検討すること を求めている。。

(4) 検討事項

(2) や(3) で挙げられた事項を踏まえ、権利帰属を一元化したライセンシーの保護の在り方について、どのように考えていくべきか。

^{*7} 文化審議会著作権分科会報告書(平成21年1月)115頁

^{*8} なお、平成23年の特許法等の一部改正により、通常実施権登録制度及び特定通常実施権登録制度は廃止され、特許権に係る通常実施権について当然対抗制度が導入されている。

^{*9} 知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ (第2回) 配布資料5 (足立委員提出資料)

5. 放送コンテンツの二次利用の促進等

(1) 知的財産政策ビジョンにおける記述

- 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備
 - 3. コンテンツ産業の市場拡大に向けた環境醸成
 - (3) 新しい産業の創出・拡大に向けたコンテンツの権利処理の円滑化

【課題】

・海外展開のための権利処理の迅速化の必要性やコンテンツの電子配信などの増加 傾向を踏まえ、実態を踏まえた権利処理の在り方や、著作権関連制度とその運用 などについて検討することが必要。

【取り組むべき施策】

- ・放送番組などの二次利用を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備する。具体的には、実演家については使用許諾申請受付から使用料の徴収分配までを集中的に処理し、レコードについては番組中の使用音源の権利処理に係る窓口を新たに設置するなど、権利処理の円滑化のための環境整備の取組を推進する。(総務省、文部科学省)
- ・クラウドコンピューティングの進展などに対応し、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の円滑化を図るため、放送番組製作時における二次利用の許諾を含めた契約の在り方や、放送後一定期間内のインターネット配信・ウェブキャスティングに係る権利処理の在り方など、契約や関連法制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講じる。(総務省、文部科学省)
- ・コンテンツのグローバルな流通と適正な保護を促進するため、コンテンツにIDを付与し、権利処理に係る情報を集約してクラウドなどによりネットワーク上で参照可能とするデータベースの整備とコンテンツ利用に係る対価の徴収・分配システムの整備を促進する。(総務省、文部科学省)

(2) 本課題に関する現状等

過去の放送番組の二次利用の促進について検討するため、文化庁は平成15年10月に、 放送事業者、番組製作者及び著作権者のそれぞれの分野の有識者の協力を得て、「過 去の放送番組の二次利用の促進に関する検討会」を設け、検討を行い、平成16年6月 に報告書を取りまとめた。

同報告書においては、「過去の放送番組の二次利用に関する著作権契約を円滑化するための方策」として、権利者不明時における利用促進や、権利者情報の整備等による二次利用に係る権利処理の円滑化についての提言が行われている。

権利者不明時における利用促進については、実演家が所在不明等である等の理由により二次利用のための契約交渉ができない場合が問題となっていたことから、平成21年の法改正により、権利者不明等の場合の裁定制度を実演にも適用できるよう措置した(「3. 裁定制度の在り方等の見直し」(本資料P9以降)参照)。

また、権利処理の円滑化については、当初から二次利用を想定した利用契約を締結しておくことが有効であるとの観点から、(一社)日本経済団体連合会において、二次利用を含めた出演契約ガイドラインがまとめられている*10ほか、契約処理業務の統合を目的とした「映像コンテンツ権利処理機構(aRma)」が平成21年6月に設立され、申請窓口の一元化が図られている。

[aRmaを中心とした権利処理の一元化に関する取組について(総務省資料より)]

放送コンテンツの権利処理一元化の推進

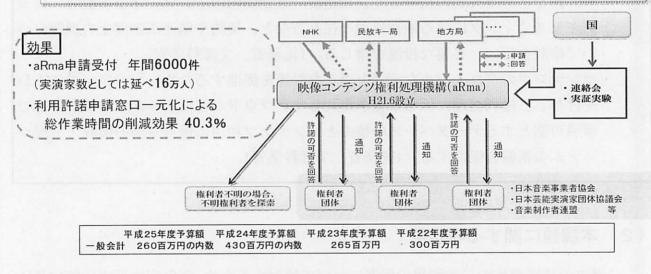
◎ 放送コンテンツの権利処理一元化に関する実証実験

施策の概要

放送コンテンツの二次利用の促進に向けて、ネットワークを通じた権利処理及び不明権利者探索の一元化に関する実証実験を実施し、円滑な権利処理の実現に資する。

現状及び課題

- ・NHK及び民放キー局は、放送番組の二次利用(ネット配信、海外番販等)に係る実演家の利用許諾について、ほぼ全てaRmaを通じて申請を行っている。
- ・現在はaRmaは申請・許諾についてのみ窓口となっており、手数料収入を得られていない。今後、権利処理の更なる 効率化とaRmaの自走化のために、権利使用料の徴収・分配までを一元化することが必要。



^{*10 「}映像コンテンツ大国の実現に向けて」(映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会、平成19年2月)

(3) 近時の動き***

○放送コンテンツにおける権利処理の効率化・迅速化に関する取組

平成24年11月、総務省において「放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会」が設けられ、新たなコンテンツ市場の開拓という観点から検討を行ってきたところ、 平成25年6月、放送コンテンツの権利処理の効率化・迅速化に向けて必要な取組等が 取りまとめられた。

[放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会について(総務省資料より)]

放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会

資料3-2-1

- 国内市場に比して海外市場の規模が小さいため、権利処理が進まない。
- <u>5年後までに放送コンテンツの海外事業売上高を現在の3倍近く(経済効果は4,000億円)</u> <u>に増加させることを目標</u>に、権利処理の効率化・迅速化と海外市場の拡大の促進を両輪で進める。
- 1. 放送コンテンツの権利処理の効率化・迅速化
- (1)放送直後に海外展開する特定の番組について、実演家の事前の書面による許諾を実施
- (2)放送番組に使用される音楽の権利について、アジア地域かつ邦盤から段階的に集中処理に着手
- (3)aRma(映像コンテンツ権利処理機構)を中心とした実演家の権利使用料の徴収・分配の一元化
- 2. 海外市場開拓に向けた戦略の策定・実行
 - (1)コンテンツ業界と関連ビジネス、各省庁が一体となったオールジャパンの推進体制の整備
 - (2)コンテンツ海外展開予算の充実(放送枠の確保等に関する支援)

【参考】権利情報の集約・整備に関する取組

上述したaRmaのほか、音楽著作権については著作権情報集中処理機構(CDC)において、著作物の複製権については日本複製権センター(JRRC)において、それぞれ権利情報管理のための様々な取組を実施している。

また、26の権利者団体等によって構成されている「デジタル時代の著作権協議会 (CCD)」では、デジタルコンテンツ流通における情報管理、オンライン手続を容易にするための共通 I D体系である CCD – I Dを策定し、その活用を推進している。

(4) 検討事項

(2) や(3) で挙げられた事項を踏まえ、より円滑な権利処理に向けてどのような取組が必要と考えられるか。

^{*11} 平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」においても、「コンテンツ等の 海外展開の促進」についての記載があり、権利処理一元化窓口の整備、事前に海外展開も含めた許諾を 得る権利処理契約の促進等を図ることとされている。

【参考】電子行政オープンデータの推進

(1) 知的財産政策ビジョンにおける記述

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. コンテンツ産業を巡る生態系変化への対応

【課題】

・クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展とともに、 UGC (User Generated Content) を始めとしてコンテンツの範囲が拡大するな ど、コンテンツの概念が変化してきており、コンテンツの創造や活用促進のため の関連制度、制度の対象範囲などが実態とそぐわない面が出ている。

【取り組むべき施策】

・電子行政オープンデータ戦略において公共データの広範な二次利用を促進する観点から、公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための統一的なルールなどの基盤整備について検討を行い、必要な措置を講じる。(内閣官房)

(2) 本課題に関する現状等

公共データの活用については、電子行政オープンデータ戦略等を踏まえ、内閣官房 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に置かれた「電子行政オープンデー タ実務者会議」において、国が著作権者である公開データ(各府省がホームページ等 で公開している文書、数値、図表等の各種情報)の取扱い等について検討がなされて きた。

具体的には、国が著作権者である公開データの取扱いについては、ガイドライン等を作成し、二次利用を制約する具体的・合理的な根拠等があるものを除き、二次利用を原則として認める方向で検討されている*12。

[電子行政オープンデータ戦略(平成24年7月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)(抄)]

2 公共データ活用のための環境整備

内閣官房は、後述の官民による実務者会議において、上記1. の実証事業等の 各種施策の成果を踏まえつつ、関係府省の協力を得て、次のような公共データ活

^{*12} また、白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報については重点分野として、優先的にデータ形式の整備やデータの公開拡大の取組を進める予定である。

用のための環境整備を進める。

(1) 公共データ活用のために必要なルール等の整備

各府省におけるデータ公開時の著作権の取扱い、利用条件、機械からのアクセスルール、利用者と提供者の責任の分界のあり方、機微情報の取扱いのあり方などについて、利用者の利便性と権利者の権利の保護に十分配慮しつつ、公共データ活用のために必要なルール等を整備する。

[電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ (平成25年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)(抄)]

2 電子行政オープンデータ推進のための具体的な取組

(1) 二次利用を促進する利用ルールの整備

①現状の課題

現在、各府省がホームページ等で公開している文書、数値、図表等の各種情報(以下「公開データ」という。)の利用条件は、ごく一部の例外を除き、各府省ホームページ等全体としての利用ルールが包括的に適用・表示されている状況にある。

しかしながら、当該利用ルールについては、著作物に該当しないデータについても著作権の対象であるかのような包括的な表現となっており、個別のコンテンツに即した内容・表示になっていない。また、著作権以外の根拠に基づき二次利用を制限している場合について、その根拠・内容が分かりにくいものもある。

以上のようなことから、利用者の観点からは、どこまで二次利用できるのかが明確でなく、公開データの活用が進まない一因となっている。

②具体的な取組

本ロードマップ策定後、<u>国が著作権者である公開データについては、二次利用を制限する</u>具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

<u>二次利用を制限する場合の根拠・内容については、コンテンツごとに可能な</u>限り分かりやすく統一的に表示する。

(注)第三者が著作権者である著作物や既に作成・保有しているデータに含まれる著作権者が明確でない著作物については、その範囲を明確にし、それ以外のデータとは別に取り扱うこととする。

また、二次利用可能なデータ公開を促進するため、公開データの二次利用により生じた損害に関する免責についても明確にすることとする。

さらに、上記以外の利用ルール (手数料、機械からのアクセスルール、機微情報の取扱い、法令に基づき作成・取得するデータの利用可能な範囲等) につ

いても、電子行政オープンデータ実務者会議(以下単に「実務者会議」という。)! で検討し、可能な限り具体的に整理していくこととする。

3 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ

(1) ロードマップ (工程表) の考え方

…なお、平成24年度に実務者会議で検討・整理した各府省が早急に取り組むべき事項等については、二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)として取りまとめることとする。前項の具体的な取組において、実務者会議で検討・整理するとされている事項については、今後の実務者会議の検討・整理を踏まえ、上記ガイドライン(仮称)を随時改定するものとする。

[二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)(案)]

2 二次利用を促進する利用ルールの在り方

- (1) 各府省がインターネットを通じて公開するデータの著作権等の位置づけ 各府省がインターネットを通じて公開するデータに関し、著作権等の関係で 留意すべき事項としては、次のような事項が挙げられる。
 - ・ 単なる事実や数値データは、それ自体としては、著作物とはならず、著作権の保護対象にはならない。編集著作物やデータベースの著作物と認められる場合も、素材・数値データが著作物でない場合は、素材・数値データそのものを利用することは著作権法の観点からは制限されない。
 - ・ 著作権者は、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示しておくことができるので、国が著作権者である著作物について、インターネットを通じて公開するに当たり、どのような条件で利用を認めるかは、著作権法の範囲内で、国が判断し、表示することができる。なお、各府省がインターネットを通じて著作物を公開することについては、著作物が国有財産法第2条に規定する国有財産に該当しないため、国有財産法の適用はない。また、国有財産法は、インターネットを通じて公開されている著作物が二次利用されることに対し何ら制約を加えるものではない。
 - ・ 国が著作権者となる著作物の中にも、第三者が著作権者である著作物が含まれる場合があり、そのような著作物をどのような条件で利用を認めるかについては、当該第三者(著作権者)の判断による。
- (2) 各府省がインターネットを通じて公開するデータの利用ルールの在り方 各府省がインターネットを通じて公開するデータの二次利用を促進する観点 から、公開データの利用ルールについては、以下の考え方によるものとする。

- ・ 著作物でないデータについては、著作権の保護対象外である(著作権を理由とした二次利用の制限はできない)ことを明確にする。
- ・ 国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める(著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める)形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。
- ・ 著作権を根拠に公開データの一部について二次利用の制限を行う場合に は、例えば、二次利用の制限をする部分の著作物について第三者が著作権者 であること、既に作成・保有している著作物について著作権者が明確でない こと等、二次利用を制限する理由とともに、二次利用を制限する部分を明確 に表示する。
- ・ 本ガイドライン策定後、各府省が新たに作成・入手するデータについては、 各府省がインターネットを通じて公開した場合に当該データの二次利用を認 めることができるよう、事前に関係者との間で合意をとるよう努める。この ため、本ガイドライン策定後の委託・請負契約の検討・締結等に当たっては、 それを念頭に置いた対応(例えば、委託調査の契約の内容を、成果物である 報告書を府省がインターネットを通じて公開する場合、当該公開データの二 次利用を認めることの支障とならないようなものとする等)が求められる。
- ・ 個別法の規定等、著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき公開データの二次利用を制限する場合は、制限の範囲を必要最小限に限定し、その内容及び根拠を明確に表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。
- ・ 各府省がインターネットを通じて公開しているデータを第三者が二次利用 し、当該二次利用されたデータを利用した者に損害が生じた場合も、各府省 は責任を負わない旨を明確にする。

(以 上)